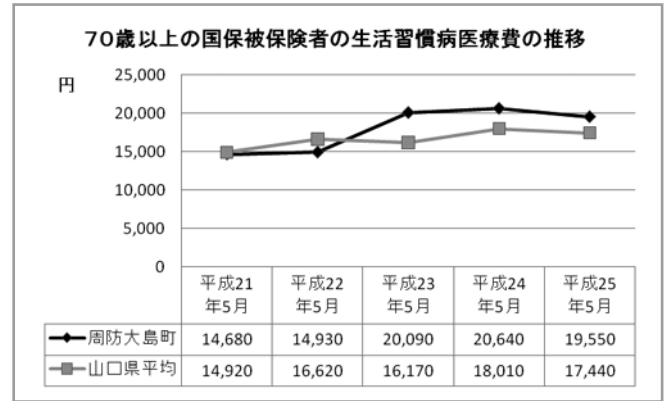
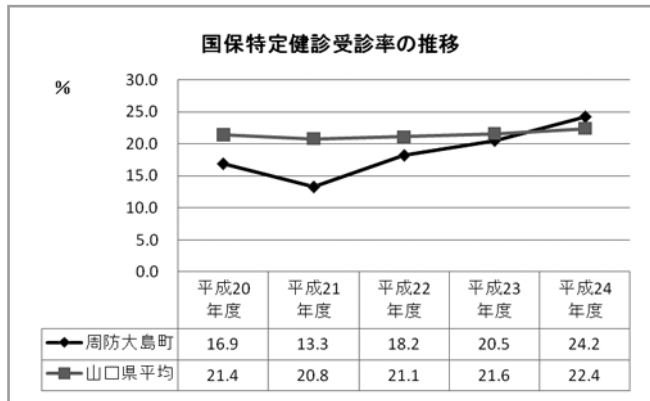


# 国保会計がピンチ！になっています⑬

①平成24年度の国保特定健診は初めて県平均の受診率を上回りました。この受診率は、平成21年度に県内19市町で最下位になって以降徐々に上向き、昨年度第11位になっています。

②平成20年度に始まった特定健診は、内臓脂肪症候群に着目した生活習慣病予防を進めるものです。制度開始から5年たった国保被保険者のうち70歳代の生活習慣病に対する毎年5月分医療費の状況は次の通りです。1人当たりの医療費は県平均より高く引き続き取り組みが必要です。



◆問い合わせ 健康増進課 医療保険班 ☎0820(77)5502

## スポーツ吹矢 初心者講習会 参加者を募集します

スポーツ吹矢は、お年寄りから子ども、障がいのある方も簡単に楽しめます。また、腹式呼吸による様々な健康効果も得られますので、この機会にぜひご体験ください。

### ◆日時

- 1回目 2月1日(土)
- 2回目 2月15日(土)
- 3回目 3月1日(土)

午後2時から午後4時まで

### ◆会場 橘公民館

### ◆講師

社団法人日本スポーツ吹矢協会  
山口中央支部 内田 孝志氏

### ◆募集人数 各日程10名程度

### ◆参加費 無料

※送迎をご希望の場合は、お申し込みの際にお伝えください。

### ◆申し込み・問い合わせ

橘公民館 ☎0820(77)0100



■適用される期間について  
離職日の翌日から、翌年度末までと

- ①国民健康保険加入者であること
- ②雇用保険受給資格者証の離職年月日が、平成21年3月31日以後であること
- ③離職日において、65歳未満であること
- ④該当者の給与所得がゼロでないこと
- ⑤雇用保険受給資格者証をお持ちの方で、「離職理由コード」が「11・12・21・22・23・31・32・33・34」のいずれかであること

☎0820(74)1008

■申請場所  
税務課および各総合支所・出張所

■問い合わせ 税務課 課税第1班

○印鑑

○雇用保険受給資格者証の写し

■申請に必要なもの

○所得、対象期間外の所得については、100/100として算定します。

○給与以外の所得、対象者以外の被保険者の所得、対象期間外の所得については、100/100として算定します。

○対象者の前年所得のうち、給与所得を30/100として算定し賦課することにより、国民健康保険税を軽減します。

○対象者の前年所得のうち、給与所得を30/100として算定し賦課することにより、国民健康保険税を軽減します。

○対象者の前年所得のうち、給与所得を30/100として算定し賦課することにより、国民健康保険税を軽減します。

○対象者の前年所得のうち、給与所得を30/100として算定し賦課することにより、国民健康保険税を軽減します。

○対象者の前年所得のうち、給与所得を30/100として算定し賦課することにより、国民健康保険税を軽減します。

○対象者の前年所得のうち、給与所得を30/100として算定し賦課することにより、国民健康保険税を軽減します。

○対象者の前年所得のうち、給与所得を30/100として算定し賦課することにより、国民健康保険税を軽減します。

○対象者の前年所得のうち、給与所得を30/100として算定し賦課することにより、国民健康保険税を軽減します。

○対象者の前年所得のうち、給与所得を30/100として算定し賦課することにより、国民健康保険税を軽減します。

○対象者の前年所得のうち、給与所得を30/100として算定し賦課することにより、国民健康保険税を軽減します。

○対象者の前年所得のうち、給与所得を30/100として算定し賦課することにより、国民健康保険税を軽減します。

非自発的失業者の方は国民健康保険税が軽減されます

勤務先の倒産や解雇等による離職を余儀なくされた方は、失業(離職)から一定の期間、国民健康保険税が軽減されます。(軽減には申請が必要です)

■対象者について  
次の①～⑤全てにあてはまる方が対象となります。

①国民健康保険加入者であること

②雇用保険受給資格者証の離職年月日が、平成21年3月31日以後であること

③離職日において、65歳未満であること

④該当者の給与所得がゼロでないこと

⑤雇用保険受給資格者証をお持ちの方で、「離職理由コード」が「11・12・21・22・23・31・32・33・34」のいずれかであること

ります。

※再就職して国民健康保険以外に加入する場合は、その時点までとなります。

■軽減の算定方法  
対象者の前年所得のうち、給与所得を30/100として算定し賦課することにより、国民健康保険税を軽減します。

○所得、対象期間外の所得については、100/100として算定します。

○雇用保険受給資格者証の写し

■申請場所  
税務課および各総合支所・出張所

■問い合わせ 税務課 課税第1班  
☎0820(74)1008